

別 紙

改正後	現行
<p style="text-align: center;">厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0714第4号</u> <u>令和2年7月14日</u></p>	<p style="text-align: center;">厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0626第2号</u> <u>令和元年6月14日</u></p>
<p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1～4（略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の（1）から（7）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>（1）3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>（1）ア～（11）ア（略）</p> <p><u>（12）ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u></p> <p>（13）（略）</p> <p>ア～イ（略）</p>	<p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1～4（略）</p> <p>（交付額の算定方法）</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の（1）から（7）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>（1）3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>（1）ア～（11）ア（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（13）（略）</p> <p>ア～イ（略）</p>

別 紙

改正後	現行
(2) ~ (3) (略)	(2) ~ (3) (略)
(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業	(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業
(1) イ ~ (11) イ (略)	(1) イ ~ (11) イ (略)
<u>(12) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u>	<u>(新設)</u>
(13) イ ~ (14) イ (略)	(13) イ ~ (14) イ (略)
ア ~ イ (略)	ア ~ イ (略)
(5) (略)	(5) (略)
<u>(削る)</u>	<u>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u>
	<u>(12) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u>
	<u>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u>
	<u>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u>
	<u>(12) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</u>
	<u>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを</u>

別紙

改正後					現行				
					<p><u>施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</u></p> <p><u>と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。</u></p>				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へりポート1か所当たり <u>76,960</u> 千円	(略)		(略)		へりポート1か所当たり <u>75,083</u> 千円	(略)		
過疎地域等診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地域当診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
研修医のための研修施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
備事業					備事業				
臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>294</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に <u>287</u> 千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)
産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診 療所等 スプリ ンクラ 一等施 設整備 事業	<p><u>当該施設の対象面積に</u> <u>次に掲げる基準単価を乗</u> <u>じた額とし、消火ポンプユ</u> <u>ニットを整備する場合は</u> <u>(1)、(2)に限り1施設当</u> <u>たり2,019千円を加算す</u> <u>る。</u></p> <p><u>(1) 通常型スプリンクラ</u> <u>二</u> <u>対象面積1㎡当たり</u> <u>基準単価 19.9千円</u></p> <p><u>(2) 水道連結型スプリン</u> <u>クラ</u> <u>対象面積1㎡当たり</u></p>	(略)	<u>2分の1</u>	(略)	有床診 療所等 スプリ ンクラ 一等施 設整備 事業	<p><u>当該施設の対象面積に</u> <u>次に掲げる基準単価を乗</u> <u>じた額とする。</u></p> <p><u>対象面積1㎡当たり</u> <u>基準単価 17.8千円</u></p>	(略)	<u>定額</u>	(略)

別 紙

改正後					現行				
	<p>基準単価 19.2 千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消 火設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり</p> <p>基準単価 23.2 千円</p> <p>(4) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり</p> <p>基準単価 22.6 千円</p>								
	<p>自動火災報知設備を新 設する場合</p> <p>1 施設当たり 1,050 千円</p>	(略)	定額			<p>自動火災報知設備を新 設する場合</p> <p>1 施設当たり 1,050 千円</p>	(略)		
<p>南海ト ラフ地 震に係 る津波 避難対</p>	<p>へき地医療拠点病院</p> <p><u>273,920</u> 千円</p>	(略)	(略)	(略)	<p>南海ト ラフ地 震に係 る津波 避難対</p>	<p>へき地医療拠点病院</p> <p><u>267,239</u> 千円</p>	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
策緊急事業	へき地診療所 <u>15,703</u> 千円	(略)			策緊急事業	へき地診療所 <u>15,320</u> 千円	(略)		
院内感染対策施設整備事業	1室当たり <u>13,084</u> 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は <u>29,778</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)	院内感染対策施設整備事業	1室当たり <u>12,765</u> 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は <u>29,052</u> 千円を加算する。	(略)	(略)	(略)
(注) 1～2 (略)					(注) 1～2 (略)				
6～15 (略)					6～15 (略)				
別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)					別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)				
施設の名称	種目等	構造別	単価		施設の名称	種目等	構造別	単価	
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>164,900</u>		へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>160,900</u>	
		ブロック	<u>143,600</u>				ブロック	<u>140,100</u>	
		木造	<u>164,900</u>				木造	<u>160,900</u>	

別紙

改正後				現行			
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>176,600</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>172,300</u>
		ブロック	<u>154,200</u>			ブロック	<u>150,400</u>
		木造	<u>176,600</u>			木造	<u>172,300</u>
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>164,900</u>	過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>160,900</u>
		ブロック	<u>143,600</u>			ブロック	<u>140,100</u>
		木造	<u>164,900</u>			木造	<u>160,900</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>176,600</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>172,300</u>
		ブロック	<u>154,200</u>			ブロック	<u>150,400</u>
		木造	<u>176,600</u>			木造	<u>172,300</u>
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>	研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>239,600</u>
		ブロック	<u>215,000</u>			ブロック	<u>209,800</u>
		木造	<u>245,600</u>			木造	<u>239,600</u>
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>164,900</u>	へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>160,900</u>
		ブロック	<u>143,600</u>			ブロック	<u>140,100</u>
		木造	<u>164,900</u>			木造	<u>160,900</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>176,600</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>172,300</u>
		ブロック	<u>154,200</u>			ブロック	<u>150,400</u>
		木造	<u>176,600</u>			木造	<u>172,300</u>
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>239,600</u>

別 紙

改正後				現行			
		ブロック	<u>215,000</u>			ブロック	<u>209,800</u>
へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>220,000</u>	へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>214,600</u>
		ブロック	<u>192,100</u>			ブロック	<u>187,400</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>239,600</u>
		ブロック	<u>215,000</u>			ブロック	<u>209,800</u>
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>164,900</u>		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	<u>160,900</u>
		ブロック	<u>143,600</u>			ブロック	<u>140,100</u>
木造		<u>164,900</u>	木造	<u>160,900</u>			
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>245,300</u>	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>239,300</u>
		ブロック	<u>213,900</u>		ブロック	<u>208,700</u>	
		木造	<u>245,300</u>		木造	<u>239,300</u>	
産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	<u>220,000</u>	産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	<u>214,600</u>
		ブロック	<u>192,100</u>			ブロック	<u>187,400</u>
		木造	<u>220,000</u>			木造	<u>214,600</u>
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>245,300</u>		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>239,300</u>
		ブロック	<u>214,500</u>			ブロック	<u>209,300</u>
		木造	<u>245,300</u>			木造	<u>239,300</u>
分娩取扱施設	分娩室、 病室、	鉄筋コンクリート	<u>220,000</u>	分娩取扱施設	分娩室、 病室、	鉄筋コンクリート	<u>214,600</u>
		ブロック	<u>192,100</u>			ブロック	<u>187,400</u>

別 紙

改正後				現行			
	入所室等	木造	<u>220,000</u>		入所室等	木造	<u>214,600</u>
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	<u>245,300</u>		宿泊施設	鉄筋コンクリート	<u>239,300</u>
		ブロック	<u>214,500</u>			ブロック	<u>209,300</u>
		木造	<u>245,300</u>			木造	<u>239,300</u>
死亡時画像診断システム等施設整備	鉄筋コンクリート	<u>245,600</u>	死亡時画像診断システム等施設整備	鉄筋コンクリート	<u>239,600</u>		
(注) (略)				(注) (略)			